

運動部活動に係る活動方針



令和 7 年度
境町立境第一中学校

境町立境第一中学校運動部活動に係る活動方針

境町立境第一中学校

〈策定の手指等（改定にあたって）〉境町部活動に係る活動方針〔改訂版〕から

（令和5年3月）

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な活動により行われるものであり、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する人間形成の機会でもあり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- このように教育的意義の大きい活動であるが、少子化によりチームが組めない、生徒の希望する部活動がない事例や、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加してきている。また、顧問教員は、休日の指導により十分な休養が取れない、本務に十分な時間を割り当てられない等の状況も生じている。
- このような状況を鑑み、生徒の多様なニーズをふまえた活動環境を整備するという観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、国においては、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月スポーツ庁）」（以下、「国の提言」）、県においては、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～（令和4年5月）」（以下、「県の提言」）を示した。
- そこで、町立中学校を所管とする境町教育委員会（以下、「町教委」）では、前述の国及び県の提言、それらを踏まえた茨城県「部活動の運営方針（令和4年度12月改訂版）」（以下、「県運営方針」）に則り、本方針（以下より、「町活動方針」）を改定する。
- そして、生徒一人一人のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができる環境と、教員が学習や生活、進級面等でより生徒と向き合えることのできる環境とを、部活動の地域移行も踏まえて整備することを目指す。

I 『適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底』

(1) 適切な活動計画管理の考え方

- ①生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成には、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- ②可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③活動計画作成に当たっては、タイムマネジメントの観点、学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点から、活動過多を抑止する方向で見直す。
- ④練習試合や大会の前であっても、心身の健康を保持するために上限の範囲内で活動することを徹底する。

(2) 適切な活動時間と休養日等の設定

- ①1日あたりの上限 実活動時間平日 2 時間 休日 3 時間 週合計 11 時間

※大会や練習試合の当日は除く。ただし、休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。

※長期休業中も同様に設定。

・朝の活動を原則禁止

※朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限る。実施する場合も、放課後の活動と合わせ 1 日当たりの上限の範囲内で活動する。

- ②活動休止日の設定

平日 1 日以上、休日(土・日)1 日以上、週合計 2 日以上の活動休止日

※大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振替える。休日に活動した場合は、その分を休日に振替える。

※長期休業中は、上表と同様に対応するとともに、1 週間以上の連続した休養期間を設定する。

- ③学校単位で参加する大会等の見直し

・参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるような設定(多くても1ヶ月あたり1大会程度に)する。

・年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表

(生徒や顧問にとって負担が過度になっていないか。必要な是正指導等、町教委等連携し、適切な運用を図る。)

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ①部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底、部活動での企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒自らが活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導を求める等の運営体制を構築する。
- ②部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、部活動に係る費用の徴収方法や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
※会計関係を保護者に委託し、教員がお金を預かる場をなくしていけるよう協力を仰ぐ。
- ③部顧問の決定に当たっては、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施と、それに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- ④毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒及び顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。
- ⑤担当顧問が部活動に参加できない場合には、原則活動を行わないこととする。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ①部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②運動部顧問は、科学的な見地にに基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度な練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ③文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を取りつつ、短時間で効果のある指導を行う。
- ④町教委、学校及び各種団体等においては、地域展開を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、県主催等の研修の機会に積極的に参加させる。さらに、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論やできるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動の指導方法の習得を目指す部顧問に対しても、研修の機会に積極的な参加を促し、町教委や各種団体が行う研修等に協力する。

- ⑤生徒の生活や健康に留意するとともに熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、
「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。また、校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合等、練習について、延期や見直し、活動の中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめに水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- ①多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、活動日を減らすなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
- ・シーズン制の導入や活動時間・日数の見直しにより多様なニーズに対応
- ②地域移行の推進
- ・令和5年度から段階的（休日から）に地域展開
 - ・中学校においては令和7年度末、高校においては令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員をゼロに
 - ・県教育委員会は、地域移行後の「地域クラブ活動ガイドライン」を作成
 - ・県教育委員会は、兼職兼業に係る許可条件や基準等について、別途要項を策定

4 『学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築』

- ①複数顧問制の推進
- ・部活動数の精選・適正化 ・休養日の代替を徹底
 - ・原則複数顧問制（第一顧問、第二顧問）により交代での指導
 - ・部活動指導員を活用 ・拠点校や合同部活動等を含めた地域移行の推進
- ②大会運営や役員業務の見直し
- ・関係機関と連携し、教員によらない運営体制推進

※全ては、持続可能な活動を通しての生徒の心身の成長のために